

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議（第4回）

出席者一覧

【委員】

鎌田 耕一		東洋大学 名誉教授
芦野 訓和	※	専修大学法学部法律学科 教授
上野 達弘	※	早稲田大学法学学術院 教授
北村 行夫		虎ノ門総合法律事務所 パートナー弁護士
佐藤 大和		レイ法律事務所 代表弁護士
末吉 互	※	K T S 法律事務所 パートナー弁護士
田栗 浩		公益財団法人新国立劇場運営財団 常務理事
塚口麻里子		NPO 法人舞台芸術制作者オープンネットワーク 理事長
寺田 航		全国舞台テレビ照明事業協同組合 常務理事
		一般社団法人日本舞台技術スタッフ団体連合会 代表理事専務
長澤 哲也		弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー弁護士
福井 健策	※	骨董通り法律事務所 代表パートナー弁護士
前田 哲男		染井・前田・中川法律事務所 パートナー弁護士
森崎めぐみ		一般社団法人日本芸能従事者協会 代表理事
		全国芸能従事者労災保険センター 理事長
大和 滋		公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 参与

【オブザーバー府省庁】

堀 泰雄	※	厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課長
高木 美香		経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課長
遠藤 幹夫	※	中小企業庁事業環境部取引課長

【文化庁】

中原 裕彦		文化庁審議官
寺本 恒昌		文化庁文化経済・国際課長
中山 恭幸		文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室専門官

(※はオンライン参加)

スタッフ・実演家合同ワーキンググループ 検討状況報告

1. 開催状況

第1回（2月18日） ひな型等の作成について

第2回（3月4日） ひな型等の作成について

2. 議事要旨

第1回スタッフ・実演家合同WG

日時 令和4年2月18日（金）13:00～17:15

場所 オンライン開催

出席者 鎌田委員（主査）、長澤委員（主査）、佐藤委員、田栗委員、塚口委員、
寺田委員、前田委員、森崎委員、大和委員

議事 ひな型等の作成について

・ ひな型及び解説（案）について検討

※検討や調整に時間を要するため、次回もWGを開催する方向で調整することとした。

第2回スタッフ・実演家合同WG

日時 令和4年3月4日（金）13:30～17:45

場所 オンライン開催

出席者 鎌田委員（主査）、長澤委員（主査）、佐藤委員、田栗委員、塚口委員、
寺田委員、前田委員、森崎委員、大和委員

議事 ひな型等の作成について

・ ひな型及び解説（案）について検討

検討会議のとりまとめ骨子（案）

I はじめに

- 1 ガイドライン策定の背景
- 2 ガイドラインの目的
- 3 ガイドラインで対象とする契約関係
- 4 本ガイドラインに関連する主な法令やガイドライン

II 文化芸術分野における契約上の課題

- 1 文化芸術分野において契約の書面化が進まない理由
- 2 曖昧な契約や不適正な契約書によって生じる問題

III 課題を踏まえた改善の方向性

- 1 契約内容の明確化のための書面化の推進
- 2 取引の適正化の促進

IV 取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき事項等

- 1 取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき基本的な項目及び考え方
 - (1) 業務内容
 - (2) 報酬等
 - (3) 不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱い
 - (4) 安全・衛生
 - (5) 権利
 - (6) 契約内容の変更
- 2 その他の項目及び契約に当たっての留意事項
- 3 契約書のひな型及び解説

V 適正な契約関係の構築に向けた実効性確保のための方策

- 1 団体や事業者等に期待される事項
- 2 芸術家等に期待される事項
- 3 適正な契約関係の構築に向けた支援

おわりに

- 別添 スタッフの制作や技術等に関する契約書のひな型例及び解説
実演家の出演に関する契約書のひな型例及び解説

I はじめに

1 ガイドライン策定の背景

2 ガイドラインの目的

3 ガイドラインで対象とする契約関係

- 本ガイドラインにおいて対象とする契約関係は、文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 16 条の芸術家等のうち、個人で活動する芸術家等（以下「芸術家等」という。）が一方当事者となって、事業者や文化芸術団体等（以下「事業者等」という。）から依頼を受けて行う文化芸術に関する業務の契約関係を対象とする。

4 本ガイドラインに関連する主な法令やガイドライン

- 事業者等と芸術家等が取引をする際には、その取引全般に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）が適用される。また、相手の事業者等の資本金が、1,000 万円を超えている場合は、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」という。）も適用（下請法にいう親事業者と下請事業者との取引であって、①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託に該当する場合）される。さらに、業務の実態等から判断して「労働者」と認められる場合は、労働関係法令が適用されるので留意が必要である。
- このような事業者等と芸術家等を含めたフリーランスとの取引については、独占禁止法、下請法、労働関係法令の適用関係や、これらの法令に基づく問題行為を明確化した「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和 3 年 3 月 26 日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）」が策定されているため参照されたい。
- また、文化芸術分野での取引について、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン（平成 21 年 2 月（令和 2 年 9 月末改訂）、総務省）」、「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン（平成 25 年 4 月（令和元年 8 月改定）、経済産業省）」等のガイドラインがある。既にガイドラインのある分野においては、当該ガイドラインによるものであるが、本ガイドラインも参考に契約の書面化の推進や取引の適正化の促進が求められる。

II 文化芸術分野における契約上の課題

1 文化芸術分野において契約の書面化が進まない理由

- ・文化芸術分野の契約の多様性
- ・文化芸術分野の構造的な特性

- ・文化芸術分野の特有の「空気」 等

2 曖昧な契約や不適正な契約書によって生じる問題

- ・口頭での契約や不十分な契約内容による予期せぬ不利益
- ・一方的な内容の契約書により被る不利益
- ・作業環境の整備に関する問題 等

Ⅲ 課題を踏まえた改善の方向性

1 契約内容の明確化のための書面化の推進

- 文化芸術分野の関係者間においては、公演、番組、映画等（以下「公演等」という。）の制作者や主催者である事業者等と芸術家等との信頼関係や従来への慣習等により、口頭による契約で業務が行われてきた状況が多く見られる。
- 一方で、口頭による契約により契約内容が不明確であるため、業務内容や報酬等が曖昧であったり、発注者から契約を一方的に変更されたり、打ち切られたりする等のトラブルも生じている。また、コロナ禍においては、芸術家等が契約書がないために、自分自身の業務や報酬額等を証明できない等の課題も生じている。
- このため、不明確な契約内容によるトラブルを回避するとともに感染症の流行等の不測の事態に備えるためにも、書面化を一層推進し、これまでの口頭による契約慣行を改善していく必要がある。
- また、基本的に契約書を交わしているところもあれば、これまで依頼は口約束がほとんどである分野もあること、公演等で長期間にわたる業務もあれば、前日に依頼されての短期間の業務もあることから、各分野や業界等の実情に応じて書面化を推進していくことが求められる。
- 書面は、契約書、確認書、発注書など様々なものが考えられ、交付の方法も紙による交付に加え、メールや SNS のメッセージ等の電磁的記録によるものなどが考えられる。少なくとも契約が成立したこと、業務内容や報酬等の基本的な事項に関する記録を書面により残しておくことが重要である。特に、期間が長期にわたる業務や報酬が高額な業務などの場合には、契約書など適切な書面を交付することが望ましい。

2 取引の適正化の促進

- 事業者等と芸術家等がどのような内容で取引をするかは、原則として、当事者間で自由に決められるものである。一方で、事業者等と芸術家等の取引においては、顔の見える関係であることが多く、芸術家等が報酬や権利等の内容について不満があっても、それを事業者等に伝えると、団体や業界内で冷遇されてしまうのではないかと、今後、業務の依頼が来なくなるのではないかと等の不安から交渉せずに業務を受けて

しまったり、契約や権利等について学ぶ機会もないまま働き始めることが多く、契約等に関する知識が不十分で、情報が少なく交渉力も弱いため交渉せずに諦めてしまったりする等の課題が指摘されている。

- このような状況を改善していくためには、事業者等と芸術家等の間で業務開始前に報酬や権利等の取引条件について十分に協議・交渉が行われることが重要であり、芸術家等が協議・交渉しやすい環境を整備していくことが求められる。
- また、取引に当たっては、芸術家等の自主性を尊重し、芸術家等がその才能を遺憾なく発揮して、プロフェッショナルとして創作活動に取り組めるよう、芸術家等の専門性や提供する役務に見合った報酬とするなど取引の適正化の促進を図っていく必要がある。

IV 取引の適正化の促進等の観点から契約において明確に記載すべき事項等

- 文化芸術分野の取引は、分野、職種、案件等により、業務内容や期間等が様々であること等による契約の多様性や、曖昧な契約、不適正な契約等によって不利な立場におかれがちな芸術家等に生じている問題等を踏まえ、事業者等や芸術家等の参考となるよう取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき基本的な項目及び考え方、留意事項等を以下に示す。
 - なお、本項においては、契約上の立場を明らかにする観点から、個人で活動する芸術家等を「受注者」、芸術家等に依頼・発注を行う事業者等を「発注者」とする。
- 1 取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき基本的な項目及び考え方

(1) 業務内容

業務内容は、発注者が何を依頼し、受注者が具体的に何をすることを規定するものであり、契約の中でも特に重要な項目である。業務内容が不明確であれば、例えば、発注者は、受注者から提供されたものが依頼した業務と違っていても、その責任を追及しづらくなったり、受注者は、想定していない業務を受けざるを得なくなったりするなどのリスクがある。このため、発注者、受注者双方が依頼内容を十分に理解し、トラブルを未然に防ぐためにも、業務内容は、可能な限り明確にしておく必要がある。

一方で、文化芸術に関する業務は、1年以上前から企画するものや、創造的な業務も多く、発注する段階で業務内容の詳細を確定させることが困難な場合や創作していく過程において内容を変更する必要性が生じる場合もある。

このような場合にも、発注段階で明確にできるものは具体化しておき、明確にできないことにつき正当な理由があるものについては、その理由や内容を定めることとなる予定期日を記載するとともに、内容が定まり次第直ちに当該内容を書面化するなど、業務内容を明確化していくことが必要である。なお、発注者は、業務内容を明確に定めないことによって、受注者に追加業務の負担を強いることのないよう留意するとともに、業務内容が不明確なまま、受注者に対し、一方的に指示する場合には、業

務内容や遂行方法について、発注者等から具体的な指揮命令を受けているとして「労働者性」を肯定する要素となることから留意する必要がある。

(2) 報酬等

報酬の決定に当たっては、業務内容や専門性、経費負担、著作権等の権利の利用許諾・譲渡・二次利用の有無等に応じた適正な金額となるよう、発注者と受注者が十分に協議した上で決定すべきであり、不当に低い対価での取引をしないようにする必要がある。その際、受注者が業務を実施する上で必要な諸経費についても受注者と発注者が十分に協議し、それぞれが負担する経費を明確化し、契約書に明記しておく必要がある。

契約時点において具体的な報酬額を定められない正当な理由がある場合には、定められない理由、報酬が決定する予定期日を明記しておき、確定次第速やかに書面で通知する等の対応が必要である。

報酬の支払期日及び支払い方法について、受注者に不当に不利益を与えないよう、あらかじめ契約書に明記しておく必要がある。

(3) 不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響により、数多くの文化芸術公演等が中止を余儀なくされ、多くの芸術家等が中止等に伴い報酬の支払いもなく収入が激減する等不安定な状況に置かれたことを踏まえ、感染症や地震、台風などいわゆる不可抗力により公演等が中止・延期となった場合に、受注者が一方的にしわ寄せを被ることのないよう配慮すべきである。

公演等の中止・延期が不可抗力によるものかは個別の事情によって判断されるが、不可抗力により公演等が中止・延期となった場合の報酬の取扱いについて、契約段階において発注者と受注者が十分に協議し、契約書に記載しておく必要がある。

また、報酬の取扱いについて協議するに当たっては、例えば、中止・延期となった日から公演等の当日までの期間、中止・延期となった日までに受注者が実施した業務の履行割合、中止・延期により受注者が負担することとなる経費、公演等のために受注者が確保していた日数、公演等が実施されれば得られる予定であった報酬額、発注者の当該公演等に関する収入の有無、中止公演等に替わる延期公演等の実施の有無等の観点から、発注者と受注者が十分に協議し、決定することが望ましい。なお、公演等の実施に関する予算が一定程度確保されているような場合には、積極的な配慮が求められる。

(4) 安全・衛生

発注者には、安全配慮として、受注者の身体的・精神的な健康状態に配慮すること

が重要である。

文化芸術の公演等においては、演出上、高所や暗所での作業や身体接触を伴う演技等危険を伴うものがあることから、事故防止など安全管理の徹底が求められる。また、受注者が、高齢者や児童、未成年者の場合には、その年齢等に応じた一層の配慮が求められる。

一方で、制作や実演現場においては、プロデューサー、演出家、監督、照明・音響等スタッフなど様々な分野の立場の異なる専門家が関わるため、現場での関係者間の意思疎通不足や指揮命令系統や責任体制が不明確になること等が生じやすいとの指摘もある。

また、制作や実演の現場において暴言等による精神的な攻撃や演出等を理由とした性的な言動などパワーハラスメントやセクシャルハラスメントに関する問題、過剰な露出、過度に扇情的に表現する行為を強要する等の問題や深夜早朝の過重業務の問題も生じている。

このため、「芸能従事者の就業中の事故防止対策等の徹底について（令和3年3月26日、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長他）」にあるとおり、フリーランスを含めた芸能従事者の就業中の事故防止対策等を徹底するため、現場における災害防止措置として、芸能従事者が行う資材による危険の防止、演技、撮影、照明等の作業における危険の防止の取組、安全衛生に関する対策の確立等として、制作管理者が行う安全衛生に関する責任体制の確立、安全衛生教育の実施、作業環境やトラブル・ハラスメント相談体制の整備等の取組が求められる。

また、受注者の事故等に備え、発注者において保険に加入したり、受注者が労災保険の特別加入や民間の保険等に加入したりすることが考えられ、その費用負担も含め保険に関する取扱いについて発注者と受注者が協議することが望ましい。

さらに、近年、芸術家等の自死や芸術家等が誹謗中傷を受けることが増えていることから、受注者の身体や精神的安全を確保するため、作業環境を整え、リフレッシュする時間等を設けたり、センシティブなシーン等を実演する際には、受注者に対する精神的ケアの取組をしたりすることが求められる。

（5）権利

創作過程において生じた著作権、実演等によって生じる著作隣接権は、その創作や実演等を行った芸術家等に原始的に帰属する。

このため、受注者の著作物や実演を発注者が利用する場合には、受注者からその利用について許諾を受けたり、著作権等の譲渡を受けたりする必要があり、契約段階において発注者と受注者が協議し、明確にしておく必要がある。

利用の許諾を受ける場合は利用方法や条件について、また譲渡の場合はその範囲について、発注者と受注者が協議し、対価の決定にあたってはそれらを十分に考慮する

ことにより、受注者の利益を不当に害さないことが求められる。

また、著作者人格権や実演家人格権、肖像権、パブリシティ権のような譲渡することができない権利の取扱いについても、権利行使をしないこととするなどその取扱いについて確認しておくことが求められる。なお、発注者は、権利行使をするに当たり、受注者の名誉等を害することのないよう配慮することが求められる。

なお、成果物の所有権について明確にしておくことが望ましい。

(6) 契約内容の変更

文化芸術に関する業務は、創造的な業務も多く、契約締結後に業務内容等の契約内容を変更する必要性が生じることが考えられる。このような場合に、発注者と受注者が円滑に協議に移れるよう、あらかじめ契約書において契約の変更に関する取扱いについて記載しておく必要がある。発注者と受注者が協議し、合意した内容については、変更後の契約内容の明確化やトラブル防止の観点から書面により明確にしておく必要がある。

また、発注者は契約内容の変更に伴い、受注者の利益を不当に害することがないよう、変更による受注者の負担の増減等を十分に勘案し、必要があれば適切に報酬等に反映されるよう、受注者と十分に協議することが求められる。

2 その他の項目及び契約に当たっての留意事項

(その他の項目及び契約に当たっての留意点)

上記1の項目の他、契約に当たって必要となり得るものとして、広告宣伝に関する条項、クレジット（氏名表示）に関する条項、解除に関する条項、損害賠償に関する条項、暴力団排除に関する条項、契約終了後に関する条項、秘密保持に関する条項、途中解約に関する条項、管轄条項等がある。これらの各条項に関しても、トラブル防止の観点から書面により明確にする必要がある。その際、発注者は、受注者の利益を不当に害することがないよう受注者と十分に協議することが求められる。これらのうち、契約に当たっての留意点を以下に示す。

○広告宣伝に関する条項

広告宣伝活動に対する受注者の出演や受注者の肖像等の利用が必要な場合には、出演や利用の範囲、報酬の有無、交通費・宿泊費等の費用負担の有無等について、発注者と受注者が十分に協議をした上で、広告宣伝に関する条件を決定する必要がある。

○クレジットに関する条項

公演や映像作品等における受注者のクレジット表記については、様々な方法が考えられるため、その具体的方法を定めておく必要がある。受注者は、人格権として氏名表示権を有しており、その表記方法は受注者の声望等に関わるものであるため、

受注者の意向を可能な限り尊重することが必要となる。このため、発注者と受注者が十分に協議をした上で、クレジット表記の方法を決定する必要がある。

○損害賠償に関する条項

文化芸術に関する業務は、業務に起因する損害が著しく高額になることもあることから、損害賠償額の上限を定めたり、損害の範囲を明確に定めるなど、経済的格差等を考慮し、受注者に過度の損害賠償額を負担させたりすることがないよう配慮する必要がある。

○暴力団排除に関する条項

各自治体の暴力団排除条例により、契約書において、暴力団排除条項を定めることが求められている（努力義務）。

○契約終了後に関する条項

途中解約に関することも含めて、事後的なトラブル回避のため、引継ぎ方法、権利の取扱い方法、受注者の肖像等を使用した広告制作物等の撤去時期や方法などを定める必要がある。また、正当な理由なく、一方的に過度の義務を負わせることは避ける必要がある。

○秘密保持に関する条項

秘密保持契約・目的外使用禁止契約無しでの取引や過度な秘密保持を求めるような条項は避ける必要がある。

○途中解約に関する条項

途中解約は、発注者と受注者の双方に認めるのが公平であり、一義的かつ明確に定めることが望ましい。また、受注者の言動や私生活を過度に制限する内容は避ける必要がある。

（所属事務所等と契約する場合の留意点）

受注者が所属する事務所等が契約当事者となって発注者と契約を締結する場合、事務所等の変更に伴う措置に関する条項、保証に関する条項（当該所属事務所等が契約の締結・履行や受注者に履行をさせるのに必要な一切の法的権限を有すること）を設ける必要がある。また、受注者が自身の報酬や権利等について把握しトラブルを防止する観点から、所属事務所等は、発注者との契約締結前に受注者に対して、予め当該契約内容について、十分に説明し、協議する機会を設ける必要がある。

3 契約書のひな型及び解説

- 文化芸術分野における契約の書面化の推進や取引の適正化の促進を図り、関係者間の適正な契約関係の構築に資するよう、事業者等や芸術家等が、契約を締結する際に活用できる契約書のひな型及び解説を示すこととした。
- 契約書のひな型及び解説で対象とする契約については、公演、番組、映画等の制作

者や主催者である事業者等（発注者）と個人で活動する芸術家等（受注者）との契約を対象とすることとし、「スタッフ（公演、番組、映画等の制作、演出・文芸、技術等に携わる者）の制作や技術等に関する業務委託契約」及び「実演家（公演、番組、映画等に出演する者）の出演に関する業務委託契約」とした。【別添参照】

- また、契約書のひな型及び解説で示す項目については、文化芸術分野における契約の多様性等を踏まえ、分野共通的な項目や取引の適正化の観点から、IV 1（1）～（6）の項目に絞って示すこととする。
- これらは、契約の際に必要な基本的事項を盛り込んだ参考例であり、業務の内容等に応じて柔軟に工夫し活用していただきたい。

V 適正な契約関係の構築に向けた実効性確保のための方策

1 団体や事業者等に期待される事項

- 文化芸術の各分野において、本ガイドラインを参考に、文化芸術団体や業界団体が中心となって、それぞれの実情に応じて、契約書のひな型の作成など契約に関するルール作りが行われるとともに、検討の場を設けたり、研修会を開催したりすること等により、契約の書面化及び取引の適正化の促進が図られることが期待される。
- また、事業者等が芸術家等に対して取引に関して不満がないか聞き取るなど芸術家等が協議・相談しやすい環境の整備に努めることが期待される。

2 芸術家等に期待される事項

- 芸術家等は、本ガイドラインの活用や研修会への参加などにより、契約に関する知識を深め、事業者等と協議・交渉できる力をつけるとともに、自らが提供する付加価値について正当な評価を受け、適正な報酬等が得られるよう、事業者等に協議・交渉を申し入れる等の自助努力を行うことが期待される。

3 適正な契約関係の構築に向けた支援

- 芸術家等が契約に関して、自ら学び、事業者等と交渉し、契約書を交わせるようになることが重要であり、文化庁は、例えば、各分野の団体等が行う研修会の開催、文化芸術分野に特化した契約に関する相談窓口の設置、芸術系の大学や専門学校での契約に関する講座の実施への支援等に取り組んでいく必要がある。

おわりに

別添 スタッフの制作や技術等に関する契約書のひな型例及び解説
実演家の出演に関する契約書のひな型例及び解説

別添 スタッフの制作や技術等に関する契約書のひな型例及び解説（案）

○このひな型例及び解説は、発注者（公演、番組、映画等の制作者や主催者である事業者等）と個人で活動するスタッフ（公演、番組、映画等の制作、演出・文芸、技術等に携わる者）との間の制作や技術等に関する業務委託契約に関するものです。

○文化芸術分野における取引の適正化等の観点から契約に必要な基本的事項を盛り込んでいる参考例です。文化芸術分野の取引は、分野、職種、案件等により、業務内容や期間等が様々であることから、個々の状況に合わせてご活用下さい（例えば、発注者がスタッフに継続的に業務を依頼する場合に、共通する事項を「基本契約」、公演日、場所、報酬等の個別の事項を「個別契約」（発注書）として契約する等）。

○書面は、契約書、確認書、発注書など様々なものが考えられ、交付の方法も紙による交付に加え、メールやSNSのメッセージ等の電磁的記録によるものなどが考えられます。少なくとも契約が成立したこと、業務内容や報酬等の基本的事項に関する記録を書面により残しておくことが重要です。

ひな型例	解説
<p>(業務内容)</p> <p>第〇条</p> <p>1 (発注者)は、(スタッフ)に対し、次の〇〇〇〇に関する業務を委託する(以下「本業務」という)。</p> <p>(1) 作品名(公演名、番組名、映画名等): 〇〇〇</p> <p>(2) 場所(会場、放送局等): 〇〇〇</p> <p>(3) 業務の内容及び期間</p> <p>【公演・撮影等】※本番</p> <p>〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで</p> <p>△△△(具体的な業務内容を記載) △△△</p> <p>【稽古又はリハーサルがある場合】</p> <p>稽古又はリハーサル開始日(時期)</p> <p>【未定の事項がある場合】</p> <p>△△△(未定の事項及び未定の理由を記載) △△△</p> <p>2 前項の業務内容のうち「未定」の事項については、概ね〇〇年〇月〇日頃までに(発注者)及び(スタッフ)が協議の上、決定し、(発注者)が(スタッフ)に対し書面で通知するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務内容を記載します。 ● 業務内容は、制作や技術等の業務の内容について、発注者及びスタッフがお互いに依頼内容を理解し、具体的に何をするのかや業務に従事する期間等が明確になるようできる限り具体的に記載します。 ● 業務の内容には、公演、映画撮影等の業務に加えて、稽古、リハーサル等の業務がある場合には、契約段階においてその時期を明確化しておくとともに、当該業務が報酬に含まれるものかどうか、発注者とスタッフが協議して決めておく必要があります。 ● 具体的な業務内容を明確にできないものがある場合には、その内容が明確にならない理由や内容が明確になると見込まれる予定期日について契約書に記載し、明確にすることができる段階で、発注者とスタッフが十分な協議をした上で、速やかに業務内容を明確にできるようにしておきます。具体的な業務の内容を明確にできないものがある場合について、下請法等では、発注時に給付の内容等が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとされていること、その場合には、親事業者は、当該事項を定められない理由、当該事項を定めることとなる予定期日を発注時の書面に記載しなければならないとされている趣旨を踏まえ、ひな型においても記載することを求めています。(未定の理由の記載例: タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、放送番組の具体的な内容について決定していないため等) ● 業務内容を特定するため必要に応じて、広告に関する契約の場合には、広告主名、その他の契約の場合には、放送局名、公演主催者名等を明記することも考えられます。 ● 創作物を作り上げていく中で業務内容を変更

	する必要性が生じることも想定されます。このため、業務内容の変更が生じた場合には、発注者と受注者が協議し、合意した変更内容について発注者が書面で通知する必要があります。
--	---

【参考】主な関係法令・ガイドライン等

- ・ 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）第 3 条第 1 項では、「親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。」とされています。
- ・ 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（令和 4 年 1 月 26 日公正取引委員会事務総長通達第 1 号）第 3 の 2 (2) では、「その内容が定められないことについて正当な理由がある」とは、取引の性質上、製造委託等をした時点では必要記載事項の内容について決定することができないと客観的に認められる理由がある場合であり、次のような場合はこれに該当する。ただし、このような場合であっても、親事業者は、特定事項がある場合には、特定事項の内容が定められない理由及び特定事項の内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載する必要がある。また、これらの特定事項については、下請事業者と十分な協議をした上で、速やかに定めなくてはならず、定めた後は、「直ちに」、当該特定事項を記載した補充書面を下請事業者に交付しなければならない。」とされており、上記の次のような場合の例として、「○ 広告制作物の作成委託において、委託した時点では制作物の具体的内容が決定できない等のため、「下請事業者の給付の内容」、「下請代金の額」又は「下請事業者の給付を受領する期日」が定まっていない場合」、「○ 放送番組の作成委託において、タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、委託した時点では、放送番組の具体的な内容については決定できず、「下請代金の額」が定まっていない場合」等が示されています。
- ・ フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和 3 年 3 月 26 日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）（7～8 頁）では、独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型として、やり直しの要請について、その考え方や優越的地位の濫用として問題となり得る想定例が示されています。

ひな型例	解説
<p>(報酬等)</p> <p>第〇条</p> <p>【著作権が発生しない場合】</p> <p>1 (発注者)は、(スタッフ)に対し、第〇条に定める業務の報酬として、金〇〇〇,〇〇〇円(消費税等別)を支払う。</p> <p>【著作権が発生する場合①(報酬に利用許諾又は権利譲渡の対価を含める場合)】</p> <p>1 (発注者)は、(スタッフ)に対し、第〇条に定める本業務の報酬及び第〇条第1項で定める(利用許諾又は権利譲渡)の対価として、金〇〇〇,〇〇〇円(消費税等別)を支払う。</p> <p>【著作権が発生する場合②(報酬に利用許諾又は権利譲渡の対価を含めない場合)】</p> <p>1 (発注者)は、(スタッフ)に対し、第〇条に定める本業務の報酬として金〇〇〇,〇〇〇円(消費税等別)、第〇条第1項で定める(利用許諾又は権利譲渡)の対価として金〇〇〇,〇〇〇円(消費税等別)を支払う。</p> <p>【報酬額を定められない正当な理由がある場合】</p> <p>1 (発注者)と(スタッフ)は、第〇条に定める本業務の報酬を、概ね〇〇年〇月〇日頃までに、協議の上、決定し、(発注者)は、(スタッフ)に対し、決定した金額を支払う。報酬額を定められない理由は下記のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">△△△(理由を記載)△△△</p> <p>2 〇〇〇,〇〇〇等の諸経費は(発注者)の負担とする。</p> <p>3 〇〇〇,〇〇〇等の諸経費は(スタッフ)の負担とする。</p> <p>4 (発注者)は(スタッフ)に対し、第1項の報酬、第2項の諸経費のうち(スタッフ)が立て替えて負担した経費を、本業務の遂行が完了した日の翌月〇日に支払うものとする。ただし、支払日が金融機関の休業日である場合、支払期日は前営業日とする。</p> <p>【分割払いの例】</p> <p>(発注者)は(スタッフ)に対し、第1項の報酬、第2項の諸経費のうち(スタッフ)が立て替えて負担した経費を、以下の期日に支払うものとする。ただし、支払日が金融機関の休業日である場合、支払期日は前営業日とする。</p> <p>①金〇〇〇,〇〇〇円 契約締結日の属する月の翌月末日 / 〇〇年〇〇月〇〇日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 報酬等について記載します。 ● 報酬額は、業務内容、専門性、経費負担、著作権等の権利の利用許諾・譲渡・二次利用の有無等を十分に勘案した上で適正なものとなっているか発注者とスタッフが十分に協議し決定する必要があります。なお、権利の利用許諾又は譲渡がある場合には、その対価について、明確な合意がされることが望ましいです。また、成果報酬のような形で別途追加報酬を契約上定めることもできます。 ● 業務内容と同様に、報酬額を明確にできない場合について、下請法等では、発注時に給付の内容等が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとされていること、その場合には、親事業者は、当該事項を定められない理由、当該事項を定めることとなる予定期日を発注時の書面に記載しなければならないとされている趣旨を踏まえ、ひな型においても記載することを求めています。 ● 報酬額は本来、契約時点で定めておくべきですが、定められないことについて正当な理由がある場合には、定められない理由、報酬が決定する予定期日を記載し、報酬が曖昧なままに業務を実施することを避けるようにする必要があります。 (未定の理由の記載例:「タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、放送番組の具体的な内容について決定していないため」「公演名、公演日、公演会場については決まっているが、具体的な予算が決定していないため」等) ● なお、分野や職種によっては、事業協同組合や労働組合(ユニオン)が発注者との間で団体協約や労働協約を締結しており、その中で報酬に関する基準が定められている場合がありますので、該当する組合員の報酬決定の際にはそれらを踏まえる必要があります。 ● また、団体内の報酬に関するルールによって報酬額が決まる場合もあります。 ● 発注者は、スタッフに対して、消費税の転嫁拒否をしないようにする必要があります。 ● 諸経費は、交通費、材料費、機材費、その他本業務に必要な経費のうち、発注者、スタッフそれぞれが負担するものについて十分に協議した上で具体的に記載します。 ● 報酬等の支払期日について、下請法では、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない、とされている趣旨を踏まえ、業務完了後可能な限り早期に支払われるよう具体的な支払い期日を契約書に記載することが望ましいです。支払期日が、金融機関の休業日に当たることがあります。ひな型では、支払遅延防止の観点から前営業日としています。翌営業日とする場合は、下請法等の考え方を踏まえ順延する期間を2日以内

<p>②金〇〇〇,〇〇〇円 〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>③残額 本業務の遂行が完了した月の翌月末日 / 〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>5 前項の支払いは(スタッフ)の指定する銀行口座に振り込む方法によるものとし、振込手数料は(発注者)の負担とする。</p>	<p>とすることが望ましいです。また、業務が長期にわたる場合や制作費が報酬に含まれる場合等も想定されますので、業務の進捗状況等に応じて分割払いとすることも考えられます。</p> <p>● 報酬等の支払い方法については、現金による直接支払い、銀行振込など具体的な支払い方法について記載します。なお、銀行振込の場合の振込手数料は、原則として、スタッフが負担する旨の合意がない限り発注者が負担すべきものですが、どちらが負担するか発注者とスタッフが協議の上、契約書に記載しておきます。</p>
---	--

【参考】主な関係法令・ガイドライン等

- ・下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)第3条第1項では、「親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。」とされています。
- ・下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準(令和4年1月26日公正取引委員会事務総長通達第1号)第3の2(2)では、「その内容が定められないことについて正当な理由がある」とは、取引の性質上、製造委託等をした時点では必要記載事項の内容について決定することができないと客観的に認められる理由がある場合であり、次のような場合はこれに該当する。ただし、このような場合であっても、親事業者は、特定事項がある場合には、特定事項の内容が定められない理由及び特定事項の内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載する必要がある。また、これらの特定事項については、下請事業者と十分な協議をした上で、速やかに定めなくてはならず、定めた後は、「直ちに」、当該特定事項を記載した補充書面を下請事業者に交付しなければならない。」とされており、上記の次のような場合の例として、「○ 広告制作物の作成委託において、委託した時点では制作物の具体的内容が決定できない等のため、「下請事業者の給付の内容」、「下請代金の額」又は「下請事業者の給付を受領する期日」が定まっていない場合」、「○ 放送番組の作成委託において、タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、委託した時点では、放送番組の具体的な内容については決定できず、「下請代金の額」が定まっていない場合」等が示されています。
- ・フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン(令和3年3月26日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省)(4~7頁)では、独占禁止法(優越的地位の濫用)・下請法上問題となる行為類型として、報酬の支払遅延、報酬の減額、著しく低い報酬の一方的な決定について、その考え方や優越的地位の濫用として問題となり得る想定例が示されています。
- ・役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針(平成10年3月17日、公正取引委員会)では、代金の支払遅延、代金の減額要請、著しく低い対価での取引の要請等について、優越的地位の濫用規制の観点からの考え方や独占禁止法上問題となる場合が示されています。
- ・放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン(令和3年8月25日策定、文化庁著作権課、総務省情報通信作品振興課)(3頁)では、放送事業者側が許諾交渉に当たっての留意点として、「対価の支払いを伴う著作物等の利用について、放送のみを行う場合と、放送と放送同時配信等を併せて行う場合の対価の相場が異なる場合には、後者の対価を支払うこと。」とされています。
- ・消費税の転嫁拒否に関しては、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成25年法律第41号)」があります。
- ・消費税の適格請求等保存方式(インボイス制度)に関しては、免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A(令和4年1月19日、財務省、公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁、国土交通省)があります。
- ・下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)第2条の2第1項では、「下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。)から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。」とされています。
- ・下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準(令和4年1月26日公正取引委員会事務総長通達第1号)第4の2(5)では、「次のような場合は、下請代金の支払遅延に当たる。カ 親事業者と下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意していないにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日までに下請代金を支払わないとき。」とされています。
- ・民法(明治29年法律第89号)第485条では、「弁済の費用について別段の意思表示がないときは、その費用は、債務者の負担とする。ただし、債権者が住所の移転その他の行為によって弁済の費用を増加させたときは、その増加額は、債権者の負担とする。」とされています。

ひな型例	解説
<p>(不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱い)</p> <p>第〇条</p> <p>(案の1)</p> <p>1 感染症の流行、台風、地震等の天災など当事者双方の責めに帰することができない事由により、公演等が中止・延期となり本業務ができなくなったときは、(発注者)は当該業務に関する報酬の請求を拒むことができる。ただし、(スタッフ)は、既に本業務を行った割合に応じて、報酬を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、(発注者)及び(スタッフ)は、報酬の支払いの要否及びその額について、中止・延期となった日から公演等の当日までの期間、中止・延期となった日までに(スタッフ)が実施した業務及び当該業務の本業務全体に占める履行割合、中止・延期により(スタッフ)が負担することとなる経費、公演等のために(スタッフ)が確保していた予定の日数、公演等が実施されれば得られる予定であった報酬額、(発注者)の当該公演等に関する収入の有無、中止公演等に替わる延期公演等の実施の有無等を勘案し、(発注者)及び(スタッフ)が協議の上、決定することができるものとする。</p> <p>(案の2)</p> <p>1 感染症の流行、台風、地震等の天災など当事者双方の責めに帰することができない事由により、公演等が中止・延期となり本業務ができなくなったときは、(発注者)及び(スタッフ)は、報酬の支払いの要否及びその額について、中止・延期となった日から公演等の当日までの期間、中止・延期となった日までに(スタッフ)が実施した業務及び当該業務の本業務全体に占める履行割合、中止・延期により(スタッフ)が負担することとなる経費、公演等のために(スタッフ)が確保していた予定の日数、公演等が実施されれば得られる予定であった報酬額、(発注者)の当該公演等に関する収入の有無、中止公演等に替わる延期公演等の実施の有無等を勘案し、(発注者)及び(スタッフ)が協議の上、決定することができるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱いについて記載します。 ● 当事者双方の責めに帰することができない事由や発注者の責めに帰すべき事由により業務の履行ができなくなった場合に、契約に特段の定めがなければ、基本的に民法の各規定によることとなります。 ● いわゆる不可抗力により公演等が中止・延期となった場合に、スタッフが一方的にしわ寄せを被ることのないよう配慮すべきであり、契約段階において、公演等が中止・延期となった場合の報酬の取扱いについて、発注者とスタッフが十分に協議し、契約書に記載しておく必要があります。 ● 公演等の中止・延期が不可抗力によるものかは個別の事情によって判断されますが、第1項では、民法を踏まえ、当事者双方の責めに帰することができない事由により公演等が中止・延期となり業務ができなくなったときは、発注者は当該業務に関する報酬の請求を拒むことができること、ただし、スタッフは、既に業務を行った割合に応じて、報酬を請求することができることを定めています。 ● 第2項では、不可抗力による中止・延期の場合に、発注者が当該公演等に関する収入が一切ない場合等も想定されることから、報酬の支払いの要否及びその額について、協議ができる規定を定めています。報酬の取扱いについて協議するに当たっては、例えば、中止・延期となった日から公演等の当日までの期間、中止・延期までにスタッフが実施した業務の履行割合、中止・延期によりスタッフが負担することとなる経費、公演等のためにスタッフが確保していた日数、公演等が実施されれば得られる予定であった報酬額、発注者の当該公演等に関する収入の有無、中止公演等に替わる延期公演等の実施の有無等の観点から、発注者とスタッフが十分に協議し、決定する必要があります。 ● ひな型では、中止・延期となった後に、様々な要素を総合的に勘案し、報酬の取扱いを決定することとしていますが、契約段階において、例えば、業務が既に完了している場合は全額を負担する、中止・延期となった際の交通費、宿泊費や機材レンタル等のキャンセル料を負担する、公演等当日の〇〇日前から当日までは報酬額の〇〇%を負担する、公演等当日の報酬額の〇〇%を負担するなど、発注者とスタッフが協議し、事前に合意できるものがある場合には、その負担額や割合等について契約書に明記しておくことも考えられます。

【参考】主な関係法令・ガイドライン等

・ 民法（明治29年法律第89号）では以下の規定があります。

（債務者の危険負担等）

第536条 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反

対給付の履行を拒むことができる。

- 2 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

(注文者が受ける利益の割合に応じた報酬)

第 634 条 次に掲げる場合において、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。この場合において、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。

- 一 注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき。
- 二 請負が仕事の完成前に解除されたとき。

(受任者の報酬)

第 648 条 受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。

2 受任者は、報酬を受けるときには、委任事務を履行した後でなければ、これを請求することができない。ただし、期間によって報酬を定めたときは、第 624 条第 2 項の規定を準用する。

3 受任者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

- 一 委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務の履行をすることができなくなったとき。
- 二 委任が履行の途中で終了したとき。

(成果等に対する報酬)

第 648 条の 2 委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合において、その成果が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない。

2 第 634 条の規定は、委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合について準用する。

- ・新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について（令和 2 年 3 月 10 日、経済産業大臣、厚生労働大臣、公正取引委員会委員長）において、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスと取引を行う事業者に対して、取引上の適切な配慮を行うよう、経済産業大臣、厚生労働大臣、公正取引委員会委員長連名で関係事業者団体に対して要請が行われています。

ひな型例	解説
<p>(安全・衛生)</p> <p>第〇条</p> <p>1 (発注者)は、本業務の内容等を勘案して、(スタッフ)がその生命、身体等の安全を確保しつつ本業務を履行することができるよう、必要な配慮をするものとする。</p> <p>2 (発注者)は、自らが制作者である場合は自らが、そうでない場合は制作者と協議の上、安全衛生管理を行う者を置き、(スタッフ)に対し、書面により通知する。</p> <p>【発注者が保険に加入する場合】</p> <p>3 (発注者)は、第〇条に定める業務の期間中、業務中の災害補償として、(発注者)の保険料負担により、(スタッフ)を被保険者とする〇〇保険に加入するものとする。</p> <p>【(スタッフ)が保険に加入する場合】</p> <p>3 (スタッフ)は、第〇条に定める業務の期間中、業務中の災害補償として、(スタッフ)の保険料負担により、(スタッフ)を被保険者とする〇〇保険に加入するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全・衛生に関することについて記載します。 ● 第1項は、スタッフが個人で業務に従事することを踏まえて、労働契約法第5条に準じて、発注者に対してスタッフの生命、身体等の安全配慮を求めるものです。労働契約法第5条の「生命・身体等の安全」には、心身の健康も含まれるものとされていますので、ひな型においてもこれに準じて心身の健康も含めて配慮を求めるものとしています。 ● 事故防止対策等については、「芸能従事者の就業中の事故防止対策等の徹底について（令和3年3月26日、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長他）」にあるとおり、フリーランスを含めた芸能従事者の就業中の事故防止対策等を徹底するため、現場における災害防止措置として、芸能従事者が行う資材による危険の防止、演技、撮影、照明等の作業における危険の防止の取組、安全衛生に関する対策の確立等として、制作管理者が行う安全衛生に関する責任体制の確立、安全衛生教育の実施、作業環境やトラブル・ハラスメント相談体制の整備等の取組が求められています。 ● ハラスメント対策については、2020年6月1日より、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務（中小事業主についても2022年4月1日より義務化）となっており、事業主が職場におけるパワハラを行ってはならない旨の方針を行う際に、自ら雇用する労働者以外に、他の事業主が雇用する労働者や個人事業主等のフリーランスに対しても同様の方針を併せて示すことが望ましい取組とされています。 ● 第2項は、現場の安全衛生に関する責任体制の確立のため、スタッフの安全衛生管理を行う者を特定し、書面により通知することが望ましく、例えば「劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン」では制作者が安全衛生責任を、「放送番組における出演契約ガイドライン」では放送事業者・番組製作会社が安全衛生管理、事故補償責任を負う考え方が示されています。 ● 第3項は、スタッフの事故等に備え、保険に加入することが望ましく、発注者が保険に加入したり、スタッフが労災保険の特別加入（令和3年4月1日から労災保険の特別加入が拡大し、芸能関係作業従事者（芸能実演家、芸能製作作業従事者）、アニメーション制作作業従事者が対象となりました）や民間の保険に加入したりすることが考えられます。なお、スタッフが保険に入る場合の保険料を発注者が負担することも考えられます。このような保険の取扱いについては、契約段階においてその費用負担も含め発注者とスタッフが、十分に協議した上で契約書に記載しておくことが望ましいです。

【参考】主な関係法令・ガイドライン等

- ・労働契約法（平成19年法律第128号）第5条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」とされています。
- ・労働契約法の施行について（平成30年12月28日一部改正、厚生労働省労働基準局長）（10頁）では、「法第5条の「生命、身体等の安全」には、心身の健康も含まれるものであること。」とされています。
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第4条では、「労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。」とされています。
- ・ハラスメントに関する主な規定として、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2（雇用管理上の措置等）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）、第11条の3（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第25条（職場における育児休業等に関する言動に起因する問題

に関する雇用管理上の措置等)があります。

- ・「劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン」(平成29年11月劇場等演出空間運用基準協議会)(20頁)では、「制作とは、公演の企画を立案し、その実行を統括する業務である。従って、その任に当たる者は、公演制作における包括的な責任を持つ。制作者は制作事業者の指名により、統括安全衛生責任者としての任を負い、公演全体の安全衛生管理体制を整備し、労働災害防止措置を実施する必要がある。演出家、あるいは振付家、音楽監督その他、本節に列記する役割を負うにふさわしい者を選定し、彼らとともに公演制作過程における安全衛生に努める。具体的には、安全衛生管理のために次の事項を統括する。

1. 制作作業における危険、および健康障害防止措置の実施
2. 部門間の連絡および調整と、安全衛生管理に配慮した適切なスケジュール作成
3. 安全衛生管理者の選任
4. 事業者がおこなう安全衛生教育の指導および援助
5. 危機管理対策の策定
6. その他労働災害防止に必要な事項

公演制作過程全体の安全衛生のために、安全衛生管理者らがどのように役割を担うことが適切かを、自覚的に判断することが求められる。

プロデューサー、企画制作者、あるいは団体や劇場の芸術監督等が担う。」とされています。

- ・「放送番組における出演契約ガイドライン」(平成20年2月、映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会)では、「放送事業者・番組製作会社は番組製作にあたり、実演家に危険を及ぼすことのないよう配慮し、安全衛生管理を行うことを確認する。」、また、「安全衛生管理を行う放送事業者・番組製作会社が事故補償責任を負うことを確認する。」とされています。

ひな型例	解説
<p>(権利)</p> <p>第〇条</p> <p>【利用許諾の場合】</p> <p>1 (スタッフ)は(発注者)又は(発注者)が指定する者が、本業務における著作物に関して次に掲げることを行うことを許諾する。</p> <p>(1) 著作物の複製</p> <p>(2) 著作物の上演又は演奏、上映、口述 (ア)〇〇〇における上演(日時:〇〇〇)</p> <p>(3) 著作物の展示 (ア)〇〇〇における展示(日時:〇〇〇)</p> <p>(4) 著作物の放送や有線放送、ホームページ等へのアップロード (ア)放送・有線放送(放送局名:〇〇) (イ)インターネット上のホームページへの掲載 (期間:〇〇〇~〇〇)</p> <p>(5) 著作物の譲渡、貸与、頒布</p> <p>(6) 著作物の翻訳、編曲、変形、翻案</p> <p>(7) 二次的著作物の利用</p> <p>【権利譲渡の場合】</p> <p>1 (スタッフ)は(発注者)に対し、本業務から生ずる全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)を譲渡する。</p> <p>2 (スタッフ)は、(発注者)又は(発注者)が指定する者による本契約に基づく権利の行使に関して、著作者人格権、肖像権、パブリシティ権その他法的権利を行使しないものとし、(発注者)又は(発注者)が指定する者は、本契約に基づく権利の行使に際して、(スタッフ)の名誉又は声望を害することのないよう配慮するものとする。</p> <p>3 (スタッフ)は、(発注者)に対し、本業務により生ずる著作物が、第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないものであることを保証するとともに、万一、本業務により生ずる著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、(スタッフ)は、その責任と負担のもと、これに対処、解決するものとし、(発注者)に対して一切の迷惑をかけないものとする。</p> <p>【衣装や大道具など、それ自体が財産的な価値を持つ成果物を納入するような場合】</p> <p>4 成果物の所有権は、対価の完済により、(発注者)に移転する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各権利の取扱いについて記載します。 ● 創作から生じる著作権は、著作物を無断で利用されない権利(利用してよいかどうかを決定することができる権利)であり、著作者に原始的に帰属するものです。このため、スタッフの著作物の利用方法については、契約段階において発注者とスタッフが協議し、明確にしておく必要があります。 ● 著作物を利用するための契約は、著作者の著作権について、「利用許諾」とするか「権利譲渡」とするか二つに大別されます。権利者保護の観点からは各権利が権利者に残る利用許諾とすることが望ましいですが、著作物の利用の円滑化等の観点から、実務上は譲渡とすることもあります。どちらの場合であっても、報酬の設定にあたり、利用許諾や譲渡の対価を十分に考慮する必要があります。 ● 利用許諾とする場合は、どの権利をどの範囲で利用することを許諾するのか、明確にしておきましょう。その範囲を超えた利用をする場合には、別途利用許諾を協議の上、追加報酬を設定することが考えられます。 ● 権利譲渡とする場合について、ひな型では全部譲渡としていますが、権利を特定して一部を譲渡することもあり得ます。 ● 権利の対価としてではなく、契約上、別途成果報酬のような形で追加報酬を定めることもできます。 ● 譲渡できない著作者人格権については、著作物の利用にあたっては必要な範囲で改変・編集が行われることは通常想定されることから、ひな型では双方に配慮し、スタッフには人格権を行使しないものとし、発注者にはスタッフの名誉・声望を害しないよう配慮することとしています。 ● また、業務により生ずる著作物が、第三者の権利を侵害しない旨をスタッフが保証することを明記しておきます。 ● なお、衣装や大道具など、それ自体が財産的な価値を持つ成果物を納入するような場合には、トラブル防止のため、成果物の所有権について明確にしておくことが望ましいです。

【参考】主な関係法令・ガイドライン等

- ・著作権法（昭和45年法律第48号）では、関連する主な規定として、第17条（著作者の権利）、第21条（複製権）、第22条（上演権及び演奏権）、第22条の2（上映権）、第23条（公衆送信権等）、第24条（口述権）、第25条（展示権）、第26条（頒布権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権及び翻案権等）、第28条（二次的著作物の利用に関する現著作者の権利）、第59条（著作者人格権の一身専属性）、第61条（著作権の譲渡）、第63条（著作物の利用の許諾）があります。
- ・文化庁では、著作物の創作または利用を職業としない人々が簡単に著作権に関する契約書を作成できるよう「著作権契約書作成支援システム」を提供しています。
- ・フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月26日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）（9頁）では、独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型として、役務の成果物に係る権利の一時的な取扱いについて、その考え方や優越的地位の濫用として問題となり得る想定例が示されています。

ひな型例	解説
<p>(契約内容の変更)</p> <p>第〇条</p> <p>1 本契約の内容を変更する事由が生じた場合は、(発注者)と(スタッフ)において協議し、合意の上、変更することができるものとし、変更された内容は、(発注者)が(スタッフ)に対し、書面で通知するものとする。</p> <p>2 (発注者)と(スタッフ)は、当該変更による(スタッフ)の負担の増減等を十分に勘案・協議し、必要に応じて第〇条で定める報酬等について見直すものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約の変更について記載します。 ● 文化芸術に関する業務は、契約締結後に契約内容を変更する必要性が生じることが考えられます。このような場合に、発注者とスタッフが協議ができるよう契約書に記載しておく必要があります。 ● 発注者とスタッフが協議の上、合意した内容については、変更後の契約内容の明確化やトラブル防止の観点から、書面により明確にしておくことが重要です。 ● 内容の変更に当たっては、変更によるスタッフの負担の増減等を十分に勘案し、必要があれば適切に報酬等に反映していくことが望ましく、発注者はスタッフと十分に協議することが求められます。

【参考】主な関係法令・ガイドライン等

- ・フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月26日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）（14頁）では、「取引上の地位が優越している発注事業者が、一方的に、取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施する場合に、当該フリーランスに正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。」とされています。

別添 実演家の出演に関する契約書のひな型例及び解説（案）

○このひな型例及び解説は、発注者（公演、番組、映画等の制作者や主催者である事業者等）と個人で活動する実演家（公演、番組、映画等に出演する者）との間の出演に関する業務委託契約に関するものです。

○文化芸術分野における取引の適正化等の観点から契約に必要な基本的事項を盛り込んでいる参考例です。文化芸術分野の取引は、分野、職種、案件等により、業務内容や期間等が様々であることから、個々の状況に合わせてご活用下さい（例えば、発注者が実演家に継続的に業務を依頼する場合に、共通する事項を「基本契約」、公演日、場所、報酬等の個別の事項を「個別契約」（発注書）として契約する等）。

○書面は、契約書、確認書、発注書など様々なものが考えられ、交付の方法も紙による交付に加え、メールやSNSのメッセージ等の電磁的記録によるものなどが考えられます。少なくとも契約が成立したこと、業務内容や報酬等の基本的事項に関する記録を書面により残しておくことが重要です。

ひな型例	解説
<p>(業務内容)</p> <p>第〇条</p> <p>1 (発注者)は、(実演家)に対し、次に定める出演業務を委託する(以下「出演業務」という)。</p> <p>(1) 作品名(公演名、番組名、映画名等): ○○○</p> <p>(2) 場所(出演会場、放送局等): ○○○</p> <p>(3) 出演業務の内容及び期間</p> <p>【公演・撮影等】※本番</p> <p>○○年○月○日から○○年○月○日まで</p> <p>△△△(具体的な出演内容を記載)△△△</p> <p>【稽古又はリハーサルがある場合】</p> <p>稽古又はリハーサル開始日(時期)</p> <p>【未定の事項がある場合】</p> <p>△△△(未定の事項及び未定の理由を記載)△△△</p> <p>2 前項の出演業務のうち「未定」の事項については、概ね○○年○月○日頃までに(発注者)及び(実演家)が協議の上、決定し、(発注者)が(実演家)に対し書面で通知するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務内容について記載します。 ● 業務内容は、出演業務の内容(公演、番組、映画等)について、発注者及び実演家がお互いに依頼内容を理解し、具体的に何をするのかや業務に従事する期間等が明確になるようできる限り具体的に記載します。 ● 出演業務の内容には、公演、映画撮影等の業務に加えて、稽古、リハーサル等の業務がある場合には、契約段階においてその時期を明確化しておくとともに、当該業務が報酬に含まれるものかどうか、発注者と実演家が協議して決めておく必要があります。 ● 具体的な出演内容を明確にできないものがある場合には、その内容が明確にならない理由や内容が明確になると見込まれる予定期日について契約書に記載し、明確にすることができる段階で、発注者と実演家が十分な協議をした上で、速やかに業務内容を明確にできるようにしておきます。具体的な出演内容を明確にできないものがある場合について、下請法等では、発注時に給付の内容等が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとされていること、その場合には、親事業者は、当該事項を定められない理由、当該事項を定めることとなる予定期日を発注時の書面に記載しなければならないとされている趣旨を踏まえ、ひな型においても記載することを求めています。(未定の理由の記載例: タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、放送番組の具体的な内容について決定していないため等) ● 業務内容を特定するため必要に応じて、広告に関する出演契約の場合には、広告主名、その他の出演契約の場合には、放送局名、公演主催者名等を明記することも考えられます。 ● 創作物を作り上げていく中で業務内容を変更する必要性が生じることも想定されます。このため、業務内容の変更が生じた場合には、発注者と実演家が協議し、合意した変更内容について発注者が書面で通知する必要があります。

【参考】主な関係法令・ガイドライン等

- ・下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第3条第1項では、「親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。」とされています。
- ・下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（令和4年1月26日公正取引委員会事務総長通達第1号）第3の2(2)では、「その内容が定められないことについて正当な理由がある」とは、取引の性質上、製造委託等をした時点では必要記載事項の内容について決定することができないと客観的に認められる理由がある場合であり、次のような場合はこれに該当する。ただし、このような場合であっても、親事業者は、特定事項がある場合には、特定事項の内容が定められない理由及び特定事項の内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載する必要がある。また、これらの特定事項については、下請事業者と十分な協議をした上で、速やかに定めなくてはならず、定めた後は、「直ちに」、当該特定事項を記載した補充書面を下請事業者に交付しなければならない。」とされており、上記の次のような場合の例として、「○ 広告制作物の作成委託において、委託した時点では制作物の具体的内容が決定できない等のため、「下請事業者の給付の内容」、「下請代金の額」又は「下請事業者の給付を受領する期日」が定まっていない場合」、「○ 放送番組の作成委託において、タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、委託した時点では、放送番組の具体的な内容については決定できず、「下請代金の額」が定まっていない場合」等が示されています。
- ・フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月26日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）（7～8頁）では、独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型として、やり直しの要請について、その考え方や優越的地位の濫用として問題となり得る想定例が示されています。

ひな型例	解説
<p>(報酬等)</p> <p>第〇条</p> <p>【実演のみの場合】</p> <p>1 (発注者)は、(実演家)に対し、第〇条に定める出演業務の報酬として、金〇〇〇,〇〇〇円(消費税等別)を支払う。</p> <p>【報酬に利用許諾又は権利譲渡の対価を含める場合】</p> <p>1 (発注者)は、(実演家)に対し、第〇条に定める出演業務の報酬及び第〇条第1項で定める(利用許諾又は権利譲渡)の対価として、金〇〇〇,〇〇〇円(消費税等別)を支払う。</p> <p>【報酬に利用許諾又は権利譲渡の対価を含めない場合】</p> <p>1 (発注者)は、(実演家)に対し、第〇条に定める出演業務の報酬として金〇〇〇,〇〇〇円(消費税等別)、第〇条第1項で定める(利用許諾又は権利譲渡)の対価として金〇〇〇,〇〇〇円(消費税等別)を支払う。</p> <p>【報酬額を定められない正当な理由がある場合】</p> <p>1 (発注者)と(実演家)は、第〇条に定める出演業務の報酬を、概ね〇〇年〇月〇日頃までに、協議の上、決定し、(発注者)は、(実演家)に対し、決定した金額を支払う。報酬額を定められない理由は下記のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">△△△(理由を記載)△△△</p> <p>2 〇〇〇,〇〇〇等の諸経費は(発注者)の負担とする。</p> <p>3 〇〇〇,〇〇〇等の諸経費は(実演家)の負担とする。</p> <p>4 (発注者)は(実演家)に対し、第1項の報酬、第2項の諸経費のうち(実演家)が立て替えて負担した経費を、出演業務の遂行が完了した日の翌月〇日に支払うものとする。ただし、支払日が金融機関の休業日である場合、支払期日は前営業日とする。</p> <p>【分割払いの例】</p> <p>(発注者)は(実演家)に対し、第1項の報酬、第2項の諸経費のうち(実演家)が立て替えて負担した経費を、以下の期日に支払うものとする。ただし、支払日が金融機関の休業日である場合、支払期日は前営業日とする。</p> <p>①金〇〇〇,〇〇〇円 契約締結日の属する月の翌月末日 ／ 〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>②金〇〇〇,〇〇〇円 〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>③残額 出演業務の遂行が完了した月の翌月末日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 報酬等について記載します。 ● 報酬額は、業務内容、専門性、経費負担、著作権等の権利の利用許諾・譲渡・二次利用の有無等を十分に勘案した上で適正なものとなっているか発注者と実演家が十分に協議し決定する必要があります。なお、権利の利用許諾又は譲渡がある場合には、その対価について、明確な合意がされることが望ましいです。また、成果報酬のような形で別途追加報酬を契約上定めることもできます。 ● 業務内容と同様に、報酬額を明確にできない場合について、下請法等では、発注時に給付の内容等が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとされていること、その場合には、親事業者は、当該事項を定められない理由、当該事項を定めることとなる予定期日を発注時の書面に記載しなければならないとされている趣旨を踏まえ、ひな型においても記載することを求めています。 ● 報酬額は本来、契約時点で定めておくべきですが、定められないことについて正当な理由がある場合には、定められない理由、報酬が決定する予定期日を記載し、報酬が曖昧なままに業務を実施することを避けるようにする必要があります。(未定の理由の記載例:「タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、放送番組の具体的な内容について決定していないため」「公演名、公演日、公演会場については決まっているが、具体的な配役が決定していないため」等) ● なお、分野や職種によっては、事業協同組合や労働組合(ユニオン)が発注者との間で団体協約や労働協約を締結しており、その中で報酬に関する基準が定められている場合がありますので、該当する組合員の報酬決定の際にはそれらを踏まえる必要があります。 ● また、団体内の報酬に関するルールによって報酬額が決まる場合もあります。 ● 発注者は、実演家に対して、消費税の転嫁拒否をしないようにする必要があります。 ● 諸経費は、交通費、衣装代、メイク代、その他当該出演業務に必要な経費のうち、発注者、実演家それぞれが負担するものについて十分に協議した上で具体的に記載します。 ● 報酬等の支払期日について、下請法では、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない、とされている趣旨を踏まえ、業務完了後可能な限り早期に支払われるよう具体的な支払い期日を契約書に記載することが望ましいです。支払期日が、金融機関の休業日に当たることがあります。ひな型では、支払遅延防止の観点から前営業日としています。翌営業日とする場合は、下請法等の考え方を踏まえ順延する期間を2日以内とすることが望ましいです。また、業務が長期にわたる場合等も想

／ ○○年○○月○○日

5 前項の支払いは（実演家）の指定する銀行口座に振り込む方法によるものとし、振込手数料は（発注者）の負担とする。

定されますので、業務の進捗状況等に応じて分割払いとすることも考えられます。

- 報酬等の支払い方法については、現金による直接支払い、銀行振込など具体的な支払い方法について記載します。なお、銀行振込の場合、振込手数料は、原則として、実演家が負担する旨の合意がない限り発注者が負担すべきものですが、どちらが負担するか発注者と実演家が協議の上、契約書に記載しておきます。

【参考】主な関係法令・ガイドライン等

- ・ 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第3条第1項では、「親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。」とされています。
- ・ 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（令和4年1月26日公正取引委員会事務総長通達第1号）第3の2(2)では、「その内容が定められないことについて正当な理由がある」とは、取引の性質上、製造委託等をした時点では必要記載事項の内容について決定することができないと客観的に認められる理由がある場合であり、次のような場合はこれに該当する。ただし、このような場合であっても、親事業者は、特定事項がある場合には、特定事項の内容が定められない理由及び特定事項の内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載する必要がある。また、これらの特定事項については、下請事業者と十分な協議をした上で、速やかに定めなくてはならず、定めた後は、「直ちに」、当該特定事項を記載した補充書面を下請事業者に交付しなければならない。」とされており、上記の次のような場合の例として、「○ 広告制作物の作成委託において、委託した時点では制作物の具体的内容が決定できない等のため、「下請事業者の給付の内容」、「下請代金の額」又は「下請事業者の給付を受領する期日」が定まっていない場合」、「○ 放送番組の作成委託において、タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、委託した時点では、放送番組の具体的な内容については決定できず、「下請代金の額」が定まっていない場合」等が示されています。
- ・ フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月26日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）（4～7頁）では、独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型として、報酬の支払遅延、報酬の減額、著しく低い報酬の一方的な決定について、その考え方や優越的地位の濫用として問題となり得る想定例が示されています。
- ・ 役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針（平成10年3月17日、公正取引委員会）では、代金の支払遅延、代金の減額要請、著しく低い対価での取引の要請等について、優越的地位の濫用規制の観点からの考え方や独占禁止法上問題となる場合が示されています。
- ・ 放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン（令和3年8月25日策定、文化庁著作権課、総務省情報通信作品振興課）（3頁）では、放送事業者側が許諾交渉に当たっての留意点として、「対価の支払いを伴う著作物等の利用について、放送のみを行う場合と、放送と放送同時配信等を併せて行う場合の対価の相場が異なる場合には、後者の対価を支払うこと。」とされています。
- ・ 消費税の転嫁拒否に関しては、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）」があります。
- ・ 消費税の適格請求等保存方式（インボイス制度）に関しては、免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A（令和4年1月19日、財務省、公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁、国土交通省）があります。
- ・ 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第2条の2第1項では、「下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。）から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。」とされています。
- ・ 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（令和4年1月26日公正取引委員会事務総長通達第1号）第4の2(5)では、「次のような場合は、下請代金の支払遅延に当たる。カ 親事業者と下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意していないにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日までに下請代金を支払わないとき。」とされています。
- ・ 民法（明治29年法律第89号）第485条では、「弁済の費用について別段の意思表示がないときは、その費用は、債務者の負担とする。ただし、債権者が住所の移転その他の行為によって弁済の費用を増加させたときは、その増加額は、債権者の負担とする。」とされています。

ひな型例	解説
<p>(不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱い)</p> <p>第〇条</p> <p>(案の1)</p> <p>1 感染症の流行、台風、地震等の天災など当事者双方の責めに帰することができない事由により、公演等が中止・延期となり出演業務ができなくなったときは、(発注者)は当該業務に関する報酬の請求を拒むことができる。ただし、(実演家)は、既に出演業務を行った割合に応じて、報酬を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、(発注者)及び(実演家)は、報酬の支払いの要否及びその額について、中止・延期となった日から公演等の当日までの期間、中止・延期となった日までに(実演家)が実施した業務及び当該業務の本業務全体に占める履行割合、中止・延期により(実演家)が負担することとなる経費、公演等のために(実演家)が確保していた予定の日数、公演等が実施されれば得られる予定であった報酬額、(発注者)の当該公演等に関する収入の有無、中止公演等に替わる延期公演等の実施の有無等を勘案し、(発注者)及び(実演家)が協議の上、決定することができるものとする。</p> <p>(案の2)</p> <p>1 感染症の流行、台風、地震等の天災など当事者双方の責めに帰することができない事由により、公演等が中止・延期となり出演業務ができなくなったときは、(発注者)及び(実演家)は、報酬の支払いの要否及びその額について、中止・延期となった日から公演等の当日までの期間、中止・延期となった日までに(実演家)が実施した業務及び当該業務の本業務全体に占める履行割合、中止・延期により(実演家)が負担することとなる経費、公演等のために(実演家)が確保していた予定の日数、公演等が実施されれば得られる予定であった報酬額、(発注者)の当該公演等に関する収入の有無、中止公演等に替わる延期公演等の実施の有無等を勘案し、(発注者)及び(実演家)が協議の上、決定することができるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱いについて記載します。 ● 当事者双方の責めに帰ることができない事由や発注者の責めに帰すべき事由により出演業務の履行ができなくなった場合に、契約に特段の定めがなければ、基本的に民法の各規定によることとなります。 ● いわゆる不可抗力により公演等が中止・延期となった場合に、実演家が一方的にしわ寄せを被ることのないよう配慮すべきであり、契約段階において、公演等が中止・延期となった場合の報酬の取扱いについて、発注者と実演家が十分に協議し、契約書に記載しておく必要があります。 ● 公演等の中止・延期が不可抗力によるものかは個別の事情によって判断されますが、第1項では、民法を踏まえ、当事者双方の責めに帰ることができない事由により公演等が中止・延期となり出演業務ができなくなったときは、発注者は当該業務に関する報酬の請求を拒むことができること、ただし、実演家は、既に出演業務を行った割合に応じて、報酬を請求することができることを定めています。 ● 第2項では、不可抗力による中止・延期の場合に、発注者が当該公演等に関する収入が一切ない場合等も想定されることから、報酬の支払いの要否及びその額について、協議ができる規定を定めています。報酬の取扱いについて協議するに当たっては、例えば、中止・延期となった日から公演等の当日までの期間、中止・延期までに実演家を実施した業務の履行割合、中止・延期により実演家が負担することとなる経費、公演等のために実演家が確保していた日数、公演等が実施されれば得られる予定であった報酬額、発注者の当該公演等に関する収入の有無、中止公演等に替わる延期公演等の実施の有無等の観点から、発注者と実演家が十分に協議し、決定する必要があります。 ● ひな型では、中止・延期となった後に、様々な要素を総合的に勘案し、報酬の取扱いを決定することとしていますが、契約段階において、例えば、業務が既に完了している場合は全額を負担する、中止・延期となった際の交通費、宿泊費や衣装レンタル等のキャンセル料を負担する、公演等当日の〇〇日前から当日までは報酬額の〇〇%を負担する、公演等の出演料の〇〇%を負担するなど、発注者と実演家が協議し、事前に合意できるものがある場合には、その負担額や割合等について契約書に明記しておくことも考えられます。

【参考】主な関係法令・ガイドライン等

・ 民法（明治29年法律第89号）では以下の規定があります。

（債務者の危険負担等）

第536条 当事者双方の責めに帰ることができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。

2 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

(注文者が受ける利益の割合に応じた報酬)

第 634 条 次に掲げる場合において、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。この場合において、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。

- 一 注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき。
- 二 請負が仕事の完成前に解除されたとき。

(受任者の報酬)

第 648 条 受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。

2 受任者は、報酬を受けるときには、委任事務を履行した後でなければ、これを請求することができない。ただし、期間によって報酬を定めたときは、第 624 条第 2 項の規定を準用する。

3 受任者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

- 一 委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務の履行をすることができなくなったとき。
- 二 委任が履行の途中で終了したとき。

(成果等に対する報酬)

第 648 条の 2 委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合において、その成果が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない。

2 第 634 条の規定は、委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合について準用する。

- ・新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について（令和 2 年 3 月 10 日、経済産業大臣、厚生労働大臣、公正取引委員会委員長）において、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスと取引を行う事業者に対して、取引上の適切な配慮を行うよう、経済産業大臣、厚生労働大臣、公正取引委員会委員長連名で関係事業者団体に対して要請が行われています。

ひな型例	解説
<p>(安全・衛生)</p> <p>第〇条</p> <p>1 (発注者)は、本業務の内容、実演家の年齢・性別等を勘案して、(実演家)がその生命、身体等の安全を確保しつつ本業務を履行することができるよう、必要な配慮をするものとする。</p> <p>2 (発注者)は、自らが制作者である場合は自らが、そうでない場合は制作者と協議の上、安全衛生管理を行う者を置き、(実演家)に対し、書面により通知する。</p> <p>【発注者が保険に加入する場合】</p> <p>3 (発注者)は、第〇条に定める出演業務の期間中、出演業務中の災害補償として、(発注者)の保険料負担により、(実演家)を被保険者とする〇〇保険に加入するものとする。</p> <p>【(実演家)が保険に加入する場合】</p> <p>3 (実演家)は、第〇条に定める出演業務の期間中、出演業務中の災害補償として、(実演家)の保険料負担により、(実演家)を被保険者とする〇〇保険に加入するものとする。p</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全・衛生に関することについて記載します。 ● 第1項は、実演家が個人で出演業務に従事することを踏まえて、労働契約法第5条に準じて、発注者に対して実演家の生命、身体等の安全配慮を求めるものです。労働契約法第5条の「生命・身体等の安全」には、心身の健康も含まれるものとされていますので、ひな型においてもこれに準じて心身の健康も含めて配慮を求めるものとしています。 ● 事故防止対策等については、「芸能従事者の就業中の事故防止対策等の徹底について（令和3年3月26日、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長他）」にあるとおり、フリーランスを含めた芸能従事者の就業中の事故防止対策等を徹底するため、現場における災害防止措置として、芸能従事者が行う資材による危険の防止、演技、撮影、照明等の作業における危険の防止の取組、安全衛生に関する対策の確立等として、制作管理者が行う安全衛生に関する責任体制の確立、安全衛生教育の実施、作業環境やトラブル・ハラスメント相談体制の整備等の取組が求められています。 ● ハラスメント対策については、2020年6月1日より、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務(中小事業主についても2022年4月1日より義務化)となっており、事業主が職場におけるパワハラを行ってはならない旨の方針を行う際に、自ら雇用する労働者以外に、他の事業主が雇用する労働者や個人事業主等のフリーランスに対しても同様の方針を併せて示すことが望ましい取組とされています。 ● 第2項は、現場の安全衛生に関する責任体制の確立のため、実演家の安全衛生管理を行う者を特定し、書面により通知することが望ましく、例えば「劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン」では制作者が安全管理責任を、「放送番組における出演契約ガイドライン」では放送事業者・番組製作会社が安全衛生管理、事故補償責任を負う考え方が示されています。 ● 第3項は、実演家の事故等に備え、保険に加入することが望ましく、発注者が保険に加入したり、実演家が労災保険の特別加入（令和3年4月1日から労災保険の特別加入が拡大し、芸能関係作業従事者（芸能実演家、芸能製作作業従事者）、アニメーション制作作業従事者が対象となりました）や民間の保険に加入したりすることが考えられます。なお、実演家が保険に入る場合の保険料を発注者が負担することも考えられます。このような保険の取扱いについては、契約段階においてその費用負担も含め発注者と実演家が、十分に協議した上で契約書に記載しておくことが望ましいです。

【参考】主な関係法令・ガイドライン等

- ・労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）第 5 条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」とされています。
- ・労働契約法の施行について（平成 30 年 12 月 28 日一部改正、厚生労働省労働基準局長）（10 頁）では、「法第 5 条の「生命、身体等の安全」には、心身の健康も含まれるものであること。」とされています。
- ・ハラスメントに関する主な規定として、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 30 条の 2（雇用管理上の措置等）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 11 条（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）、第 11 条の 3（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 25 条（職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）があります。
- ・「劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン」（平成 29 年 11 月劇場等演出空間運用基準協議会）（20 頁）では、「制作とは、公演の企画を立案し、その実行を統括する業務である。従って、その任に当たる者は、公演制作における包括的な責任を持つ。制作者は制作事業者の指名により、統括安全衛生責任者としての任を負い、公演全体の安全衛生管理体制を整備し、労働災害防止措置を実施する必要がある。演出家、あるいは振付家、音楽監督その他、本節に列記する役割を負うにふさわしい者を選定し、彼らとともに公演制作過程における安全衛生に努める。具体的には、安全衛生管理のために次の事項を統括する。
 1. 制作作業における危険、および健康障害防止措置の実施
 2. 部門間の連絡および調整と、安全衛生管理に配慮した適切なスケジュール作成
 3. 安全衛生管理者の選任
 4. 事業者がおこなう安全衛生教育の指導および援助
 5. 危機管理対策の策定
 6. その他労働災害防止に必要な事項公演制作過程全体の安全衛生のために、安全衛生管理者らがどのように役割を担うことが適切かを、自覚的に判断することが求められる。プロデューサー、企画制作者、あるいは団体や劇場の芸術監督等が担う。」とされています。
- ・「放送番組における出演契約ガイドライン」（平成 20 年 2 月、映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会）では、「放送事業者・番組製作会社は番組製作にあたり、実演家に危険を及ぼすことのないよう配慮し、安全衛生管理を行うことを確認する。」、また、「安全衛生管理を行う放送事業者・番組製作会社が事故補償責任を負うことを確認する。」とされています。

ひな型例	解説
<p>(権利)</p> <p>第〇条</p> <p>【利用許諾の場合】</p> <p>1 (実演家)は(発注者)又は(発注者)が指定する者が、出演業務における実演に関して次に掲げることを行うことを許諾する。</p> <p>(1) 実演の録音及び録画</p> <p>(2) 実演のリアルタイム利用(生中継・配信)</p> <p>(ア)〇〇〇による中継(日時:〇〇〇)</p> <p>(3) 実演の録音及び録画したものの利用</p> <p>(ア)放送・有線放送(放送局名:〇〇)</p> <p>(イ)インターネット上のホームページへの掲載</p> <p>(期間:〇〇〇~〇〇)</p> <p>(ウ)有償もしくは無償での配布および販売、貸与</p> <p>(4) 写真の撮影・利用</p> <p>(ア)印刷物への掲載</p> <p>(イ)インターネット上のホームページへの掲載</p> <p>(期間:〇〇〇~〇〇)</p> <p>【権利譲渡の場合】</p> <p>1 (実演家)は(発注者)に対し、出演業務から生ずる全ての著作隣接権及び著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)を譲渡する。</p> <p>2 (実演家)は、(発注者)又は(発注者)が指定する者による本契約に基づく権利の行使に関して、実演家人格権、著作者人格権、肖像権、パブリシティ権その他法的権利を行使しないものとし、(発注者)又は(発注者)が指定する者は、本契約に基づく権利の行使に際して、(実演家)の名誉又は声望を害することのないよう配慮するものとする。</p> <p>3 (実演家)が出演業務において第三者が著作権を有する著作物等を利用する場合は、(発注者)が(発注者)の責任でその利用許諾を得て使用料を支払う等の必要な権利処理を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各権利の取扱いについて記載します。 ● 出演から生じる著作隣接権や著作権は、実演や著作物を無断で利用されない権利(利用してよいかどうかを決定することができる権利)であり、実演家に原始的に帰属するものです。このため、実演家の実演の利用方法については、契約段階において発注者と実演家が協議し、明確にしておく必要があります。 ● 実演を利用するための契約は、実演家の著作隣接権及び著作権について、「利用許諾」とするか「権利譲渡」とするか二つに大別されます。権利者保護の観点からは各権利が権利者に残る利用許諾とすることが望ましいですが、作品等の利用の円滑化等の観点から、実務上は譲渡とすることもあります。どちらの場合であっても、報酬の設定にあたり、利用許諾や譲渡の対価を十分に考慮する必要があります。 ● 利用許諾とする場合は、どの権利をどの範囲で利用することを許諾するのか、明確にしておきましょう。その範囲を超えた利用をする場合には、別途利用許諾を協議の上、追加報酬を設定することが考えられます。 ● 権利譲渡とする場合について、ひな型では全部譲渡としていますが、権利を特定して一部を譲渡することもあり得ます。 ● なお、実演家の了解を得て「映画の著作物」に「録音」「録画」された実演については、その後の利用について、実演家に著作隣接権は及ばなくなります(いわゆる「ワンチャンス主義」)。その場合は、その後の実演の利用までを念頭においた契約条件を決めておく必要があります。その際、権利の対価としてではなく、契約上、別途成果報酬のような形で追加報酬を定めることもできます。また、放送事業者は著作権法第93条(放送等のための固定)に基づいて放送番組に「録音・録画」した実演については、実演家から未だ「録音・録画の了解」を得ていないために、その後の利用について、改めて実演家の了解を得ることが必要になります。 ● 譲渡できない実演家人格権及び著作者人格権については、実演の利用にあたっては必要な範囲で改変・編集が行われることは通常想定されることから、ひな型では双方に配慮し、実演家には人格権を行使しないものとし、発注者には実演家の名誉・声望を害しないよう配慮することとしています。 ● 曲を演奏したり戯曲を演じたりするなど、実演において第三者が著作権を有する著作物等を利用する場合、誰がその権利処理を行うかを明確にしておく必要があります。一つの曲を大勢で演奏するケースなどが想定されることから、ひな型では発注者が権利処理を行うこととしています。

【参考】主な関係法令・ガイドライン等

- ・著作権法(昭和45年法律第48号)では、関連する主な規定として、第17条(著作者の権利)、第59条(著作者人格権の一身専属性)、第61条(著作権の譲渡)、第63条(著作物の利用の許諾)、第89条(著作隣接権)、第91条第1項(録音権及び録画権)、第92条第1項(放送権及び有線放送権)、第92条の2第1項(送信可能化権)、第94条の2(放送される実演の有線放送)、第95条第1項(商業用レコードの二次使用)、第95条の2第1項(譲渡権)、第95条の3(商業用レコードの貸与権等)、第101条の

2（実演家人格権の一身専属性）があります。

- ・文化庁では、著作物の創作または利用を職業としない人々が簡単に著作権に関する契約書を作成できるよう「著作権契約書作成支援システム」を提供しています。
- ・放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン（令和3年8月25日策定、文化庁著作権課、総務省情報通信作品振興課）（3頁）では、放送事業者側が許諾交渉に当たっての留意点として、「対価の支払いを伴う著作物等の利用について、放送のみを行う場合と、放送と放送同時配信等を併せて行う場合の対価の相場が異なる場合には、後者の対価を支払うこと。」とされています。
- ・フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月26日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）（9頁）では、独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型として、役務の成果物に係る権利の一方的な取扱いについて、その考え方や優越的地位の濫用として問題となり得る想定例が示されています。
- ・肖像権やパブリシティ権は、人格権に由来する権利と解されています（最高裁平成17年11月10日判決、最高裁平成24年2月2日判決等）。

ひな型例	解説
<p>(契約内容の変更)</p> <p>第〇条</p> <p>1 本契約の内容を変更する事由が生じた場合は、(発注者)と(実演家)において協議し、合意の上、変更することができるものとし、変更された内容は、(発注者)が(実演家)に対し、書面で通知するものとする。</p> <p>2 (発注者)と(実演家)は、当該変更による(実演家)の負担の増減等を十分に勘案・協議し、必要に応じて第〇条で定める報酬等について見直すものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約の変更について記載します。 ● 文化芸術に関する業務は、契約締結後に契約内容を変更する必要性が生じることが考えられます。このような場合に、発注者と実演家が協議ができるよう契約書に記載しておく必要があります。 ● 発注者と実演家が協議の上、合意した内容については、変更後の契約内容の明確化やトラブル防止の観点から、書面により明確にしておくことが重要です。 ● 内容の変更に当たっては、変更による実演家の負担の増減等を十分に勘案し、必要があれば適切に報酬等に反映していくことが望ましく、発注者は実演家と十分に協議することが求められます。

【参考】主な関係法令・ガイドライン等

- ・フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月26日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）（14頁）では、「取引上の地位が優越している発注事業者が、一方的に、取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施する場合に、当該フリーランスに正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。」とされています。

検討会議の今後のスケジュール（案）

令和 4 年 3 月 2 8 日

第 4 回検討会議

- ・ワーキンググループの検討状況報告
- ・検討会議のとりまとめ骨子（案）について
- ・今後のスケジュールについて

※WGは必要に応じて開催

4 月～ 5 月頃

第 5 回検討会議

5 月～ 6 月頃

パブリックコメント

6 月～ 7 月頃

第 6 回検討会議

とりまとめ・公表